

平成19年5月13日  
静岡県倉庫協会

## 協会規約改訂

### 1、改訂事項

#### (1) 入会金に係る事項(第7条)

入会金を、10万円から5万円に改訂する。

#### (2) 役員の定数に係る事項(第10条)

理事の定数を、18名以内から20名以内にする。

#### (3) 附則

総会において議決し即日施行する。

### 2、改訂事由

会員数の増加と時勢に合わせるため。

### 3、新旧対照表

新	旧
<p>(入会) 第7条 会員になろうとする者は、本会へ入会申込書を提出し、入会金5万円を納入しなければならない。</p>	<p>(入会) 第7条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書と入会金10万円を本会に提出するものとする。但し会員退会の場合は、入会金の返戻はしないものとする。</p>
<p>(役員) 第10条 本会に次の役員を置く。 一、会長 1名 二、副会長 4名以内 三、常務理事 1名 四、理事 20名以内 (会長・副会長・常務理事を含む。) 五、監事 3名以内</p>	<p>(役員) 第10条 本会に次の役員を置く。 1、会長 1名 1、副会長 4名以内 1、常務理事 1名 1、理事 18名以内 (会長・副会長・常務理事を含む。) 1、監事 3名以内</p>
<p>附則 この規約は、平成20年5月22日から施行する。</p>	